

平成 30 年（2018 年）9 月 3 日
政 策 会 議 資 料
福 祉 部 障 がい 福 祉 室

重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度の組み替えについて

重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度について、

- (1) 平成 30 年（2018 年）10 月から、精神障がい者等への支援も評価するとともに、人員基準を超えて配置をした場合の person 費の補助制度とし、現行の、重度障がいの通所日数に応じた補助金の交付制度を組み替えるものです。
- (2) 組み替えにあたり、平成 30 年度（2018 年度）現計予算の範囲内で執行します。
- (3) 現行の補助制度は、平成 30 年（2018 年）10 月から、対象者数により一部単価を改正し、平成 31 年度（2019 年度）から、person 費補助制度に完全に組み替えます。

1 現行制度

(1) 事業目的

重度障がいの者の日中活動系サービスの利用促進及び安定利用を図ります。

(2) 制度内容

障害者総合支援法に規定する日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労継続支援 B 型）を実施する事業者に対し、重度障がい者（障害支援区分 4、5、6）の通所日数に補助単価を乗じた金額の補助金を交付しています。

(3) 制度の課題

ア 国の人員基準が最低必要数であり、障害支援区分の認定が出にくい精神障がい者や強度行動障がい者は支援に配慮や時間を要するにも関わらず、人員配置に見合った介護報酬及び本補助金の設定がされていません。

イ 補助対象が職員配置に限定されていないため、手厚い人員配置で重度障がい者に質の高いサービスを提供するという事業効果と結びつけた検証が難しくなっています。

2 制度を組み替える目的

この補助制度は、国の介護報酬を補足する制度として創設しているため、平成 30 年度（2018 年度）の介護報酬の改正に合わせて組み替えを行うものです。確定した介護報酬の改正内容を踏まえ、組み替えを行う必要があるため、平成 30 年（2018 年）10 月から実施するものです。

(1) 重度障がい者に加え、精神障がい者等への手厚い支援を行う事業者を評価する制度に組み替えることで、日中活動の場の利用促進及び安定利用を一層図っていきます。

(2) 制度の透明性の確保を図るため、対象経費を明確にします。

3 組み替え内容

重度障がい者や精神障がい者等へ手厚い支援を行い、障がい者の日中活動の場の利用促進及び安定利用を図るため、以下のとおり、内容を組み替えます。

- (1) 重度障がい者に加え、現行では評価されていない精神障がい者等の支援に対する補助要件を追加します。
- (2) 現行の重度障がい者の通所日数に補助単価を乗じる補助制度は、今年度末までとし、国の人員基準を超えた職員配置に対し補助を行う制度とします。

4 組み替え後の補助制度の概要

(1) 補助対象経費

国の人員基準を超えて配置された職員(加配職員)の人件費

(2) 補助要件

マンツーマン対応等特別な支援を要する障がい者への支援のために、国の人員基準以上の職員を配置しており、以下のいずれかの要件を満たした事業者とします。

ア 全利用者数に占める、吹田市が援護の実施者となっている区分 4、5、6 の障がい者の数の割合が半数を超える場合

イ 全利用者数に占める、吹田市が援護の実施者となっている精神障がい者の数の割合が半数を超える場合

(3) 補助額

加配職員に支払った給与額か、補助基本額に加配職員の人数を乗じた金額のうち、低い方の金額を補助します。補助基本額は、加配職員1人あたり、249,436 円/月とします。

5 スケジュール

平成 30 年(2018 年)10 月	現行制度の一部の補助単価の改正 組み替え後の補助制度の実施
平成 31 年(2019 年)4 月	組み替え後の補助制度の完全実施